規　則

○会計検査院規則第一号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年二月十三日

会計検査院長職務代行
検査官　山浦　久司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第四局農林水産検査第一課の事務分掌事項欄中「独立行政法人種苗管理センター」の下に「、株式会社農林漁業成長産業化支援機構」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第四局農林水産検査第一課の事務分掌事項欄の規定は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の成立の日から適用する。